

#### 4. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係 わる施設基準 (平成29年1月～平成29年12月までの実績)

・区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	5
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	17
イ	水頭症手術等	12
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	19
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数 手術件数

	胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	278
--	---------------	-----

・その他の区分に分類される手術 手術の件数

ア	人工関節置換術	42
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈ステント留置術	0

平成30年1月1日現在

